

○富山市フィッシャリーナ条例

平成 22 年 9 月 28 日

富山市条例第 51 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日 富山市条例第 18 号

平成 26 年 3 月 28 日 富山市条例第 4 号

平成 31 年 3 月 26 日 富山市条例第 9 号

(設置)

第 1 条 漁港内に小型船舶（小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 2 条に規定する小型船舶をいう。）の係留場所等を確保することにより漁港施設の適正な維持管理を図り、もって漁港地域の振興に寄与するため、富山市フィッシャリーナ（以下「フィッシャリーナ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 フィッシャリーナの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
水橋フィッシャリーナ	富山市水橋辻ヶ堂 2679 番地 28 地先

(施設)

第 3 条 フィッシャリーナに次に掲げる施設を置く。

- (1) 水面係留施設
- (2) 陸上保管施設
- (3) 上下架施設
- (4) ビジター棧橋
- (5) 修理ヤード
- (6) 会議室
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」と

いう。) 第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にフィッシャリーナの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) フィッシャリーナの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条第1号から第6号までに掲げる施設の使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、フィッシャリーナの管理に関し市長が必要と認める業務

(供用時間)

第6条 フィッシャリーナ(第3条第1号及び第4号に掲げる施設を除く。次条において同じ。)の供用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休業日)

第7条 フィッシャリーナの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第8条 第3条第1号から第6号までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、フィッシャリーナの管理上必要な条件を付するこ

とができる。

(使用の不承認)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、フィッシャリーナの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第11条 使用者は、指定管理者に別表に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の額等)

第12条 利用料金は、別表に定める額(この額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)を超えない範囲内において、指定管理

者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、使用を終了したとき(第10条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日富山市条例第 18 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日富山市条例第 4 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日富山市条例第 9 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条、第 12 条関係）

種別	区分	単位	金額（円）
水面係留 施設	艇長 5 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	14,300
	艇長 5 メートル以上 6 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	15,400
	艇長 6 メートル以上 7 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	16,500
	艇長 7 メートル以上 8 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	17,600
	艇長 8 メートル以上 9 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	18,700
陸上保管 施設	艇長 5 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	12,100
	艇長 5 メートル以上 6 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	13,200
	艇長 6 メートル以上 7 メートル未満のもの	1 隻につき 1 月	14,300

	ル未満のもの	月	
	艇長 7メートル以上 8メートル未満のもの	1隻につき 1	15,400
	ル未満のもの	月	
	艇長 8メートル以上 9メートル未満のもの	1隻につき 1	16,500
上下架施設		1回につき	2,750
	回数券	22枚つづり	55,000
ビジター棧橋		1隻につき 1 日	2,750
修理ヤード		1日につき	2,200
会議室	小会議室	1時間につき	330
	中会議室	1時間につき	440
附属設備		規則で定める額	

#### 備考

- 1 この表において「艇長」とは、実測による船体の全長をいう。
- 2 冷房又は暖房期間中に会議室を使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 3 利用料金の額が月額で定められている場合において使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 4 会議室の使用時間の1時間未満の端数は、1時間として計算する。